

# 特定非営利活動法人 ちゅーりっぷ 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 ちゅーりっぷ と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市港南区東永谷一丁目 19 番 7 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、子育てをする家庭に対して、情報の提供や子育て支援に関する事業を行い、虐待のない明るい社会を築き、子どもの健全なる心身の発達に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子育てに関する助言又は支援・協力、場所の提供
- (2) 子育てに必要な情報の提供
- (3) 子育て中の親や子どもを対象としたイベントの企画・運営
- (4) 子育て中の親が参加する行事への保育協力
- (5) 保育事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、スタッフ会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) スタッフ会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) サポートメンバー この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人を賛助する意思をもって入会した団体及び個人

(入会)

第 7 条 この法人に、会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に、入会金及び初年度の会費を添えて申し込むものとし、理事長は、そのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 この法人を退会しようとするものは、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席したスタッフ会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上14名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、副理事長を5名以内おくことができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款に基づき、業務を執行する。
- 4 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席したスタッフ会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第19条 常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、スタッフ会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任などに関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) スタッフ会員総数の3分の1以上の者から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集する場合は、スタッフ会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席したスタッフ会員の中から選出する。

(定足数)

- 第27条 総会は、スタッフ会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席したスタッフ会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各スタッフ会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できないスタッフ会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席スタッフ会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の場合において、第11条、第18条、第27条、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有するスタッフ会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) スタッフ会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会はこの定款で別に定める事項のほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号に定める場合には、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長、もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により、表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 資 産 及 び 会 計

(構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) そのほかの収入

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行わなければならない。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定に関わらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を経て、その年度終了後、2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後、やむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(長期借入金)

第 48 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席したスタッフ会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) スタッフ会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により、この法人が解散する時は、スタッフ会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により、解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は、破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において、スタッフ会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 9 章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

役職名	氏 名
理事長	渡辺 ひとみ
副理事長	青木 恵美子
理事	森 敬子
同	山田 やよい
同	相良 隆子
同	赤堀 利恵子
監事	阿部 ひとみ
同	松崎 恵

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 5 月 31 日とする。
- 4 この法人の設立当初年度の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 3 月 31 日とする。
- 5 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立により、任意団体ちゅーりっぷ編集部の事業及び一切の財産は、この法人が包括的に承継する。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立当初の会員の入会金及び初年度の年会費は免除する。

(1) 入会金

スタッフ会員	0 円
サポートメンバー	1,000 円
賛助会員	0 円

(2) 年会費

スタッフ会員	一口 1,000 円 (一口以上)
サポートメンバー	2,000 円
賛助会員	個人 一口 1,000 円 (一口以上) 団体 一口 5,000 円 (一口以上)

附則

この定款は 平成 27 年 10 月 9 日より施行する。

附則

この定款は 平成 29 年 5 月 14 日より施行する。